

さいたま市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

さいたま市では、歩道橋に通称名を命名することができる権利を売却し、その収入を歩道橋の維持管理費に充てることで市民の安全・安心に役立ち、民間企業へ地域活動及び社会貢献の場を提供することを目的とした、歩道橋ネーミングライツ事業に賛同していただけるパートナーを募集します。

2 事業概要

(1) パートナーの権利対象となる歩道橋の主桁部分に、企業名等の名称を標示することができます。

(2) 対象歩道橋

別紙対象歩道橋一覧のとおり。

(3) 契約料

歩道橋 1 橋あたり月額 2 万 5 千円以上（消費税及び地方消費税は別途）

(4) 契約期間

概ね 3 年以上（契約期間満了にあたり、継続希望があれば別途協議とします。原則として、期間短縮の協議は受けかねます。）

(5) 通称名の規格等

ア 通称名は、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を満たすものとします。

イ 通称名は、企業名、商品名（ロゴマークを含む）等を可（原則商標登録されたもの）としますが、キャッチフレーズやロゴマークのみ等の標示は不可とします。

ウ 標示可能箇所は、歩道橋の主桁部分とし、両面に 1 箇所ずつまでとします。

エ 通称名の大きさは 1 文字最大で 30 cm 角とし、標示可能面積は既存の名称標示を除き、最大 5 m²までとします。この場合において、通称名の大きさは標示し直す既存名称の大きさ及び面積を超えないものとします。

オ ロゴマークの大きさは原則 2 文字又は 42 cm 角までの大きさとし、この場合において、ロゴマークの大きさは標示し直す既存名称の大きさ及び面積を超えないものとします。

カ 標示方法は、歩道橋の表面に、シール貼り付け又は塗装するものとします。

キ 色彩は、名称及びロゴマークは単色とします。ただし、蛍光色、反射色及び赤、黄色の原色等安全な交通の支障となる色を除きます。

※ 注意事項

・原則として歩道橋は現状有姿で、標示可能な範囲に名称を標示いただくことになります。（既存の信号、案内標識等の移設等はいりません。）そのため、歩道橋の構造、形状等及び既存の信号、案内標識等の設置状況によっては、面積を確保できない場合

があります。

- ・提案される名称（ロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む）は、交通の安全等を考慮して、市が別途設置するさいたま市歩道橋ネーミングライツ審査委員会（以下「審査会」とします。）の意見に従い、変更されることがあることを承諾するものとします。

- ・地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した名称は契約期間中に変更することはできません。

（６） 地域貢献の提案

パートナーとして、当該歩道橋とその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の場として活用する提案も合わせてお願いします。

（７） 通称名の標示及び撤去

ア 通称名及び既設名称は、間隔を空けずに一連に並べて標示するものとします。既設案内標識等により一連に標示することが困難な場合は、別途協議するものとします。

イ 通称名及び既設名称の標示及び消去は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けた上でパートナーに施工していただきます。

ウ 施工費用及び契約期間中の名称部分の維持管理費用は、すべてパートナーの負担とします。

（８） 応募資格

法人を対象とし、さいたま市広告掲載基準を満たすもののうち、次のいずれかに該当するものは除きます。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ さいたま市から入札参加の停止措置を受けているもの

ウ その他パートナーとなることが適当でないと市が認めるもの

3 応募方法

（１） 提出書類

ア 応募申込書（様式第 1 号）

イ 誓約書（様式第 2 号）

ウ 法人の概要（様式第 3 号）

エ 役員調書（様式第 4 号）

オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

カ 印鑑証明書

（２） 提出部数

1 部 ※なお、提出された書類は返却しません。

（３） 受付期間

平成 27 年 4 月 1 日から随時

(4) 提出先

ア 持参の場合

さいたま市建設局土木部道路環境課

(さいたま市役所 11 階)

※受付時間は土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 郵送の場合

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市建設局土木部道路環境課

ウ オンライン市役所さいたま（電子申請・届出サービス）の場合

手続き名「さいたま市歩道橋ネーミングライツパートナー申込」

(5) 質問事項の受付及び回答方法

提案にあたり質問がある場合は、質問事項を記載した文書（様式は任意）を郵送、FAX 又はメールで受け付けます。

ア 郵送の場合（4）の提出書類郵送の場合と同じ

イ FAX の場合 048-829-1988

ウ メールの場合 doro-kankyo@city.saitama.lg.jp

エ 回答方法

公平を期すため、原則としてさいたま市ホームページ内に掲載します。

(6) 提案にあたっての費用負担

提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は応募者の負担とします。

(7) 留意事項

ア 提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 提案書の扱い

提案書等は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、さいたま市情報公開条例に基づき提案書を公開することがあります。

ウ 提案の辞退

提案書を提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

エ 虚偽又は不正の記載をした場合の取扱い

提案書の内容に虚偽又は不正の記載があったことが判明した場合は失格となります。

4 選定方法

パートナーの候補選定にあたっては、審査会に諮り下記の選定基準を元に決定するものとし、選定後は、速やかに決定したパートナーを公表するとともに、全ての応募者に選定結果を様式第 5 号又は様式第 6 号により通知します。

審査項目		配点
1	提案金額	50

2	提案期間	30
3	地域貢献への提案	20

5 契約の締結方法

選定されたパートナー候補者と最終的な協議を経て、市とパートナーとの間で契約を締結します。

6 契約解除

契約期間中に、パートナーが本要項2（8）の規定により除かれる者に該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う現状復旧に必要な費用は、パートナーの負担とします。

7 契約料の支払時期

契約料の支払いは、契約初年度は契約締結後に市がパートナーへ納入通知を行ってから20日以内、翌年度以降は4月に納入通知を行ってから20日以内に、市の発行する納入通知書により、指定金融機関にてお支払いいただきます。

8 問い合わせ先

さいたま市建設局土木部道路環境課

電話：048-829-1491

FAX：048-829-1988

E-mail：doro-kankyo@city.saitama.lg.jp